

第7章 知的財産が適切に保護されるための方策

企業や生産者にとって大切な知的財産は、最も適切な方法により保護し、有効活用することにより利益に最大限結び付けていかなければならない。

例えば新技術の発明について、特許を取得して権利化すれば、その発明技術の利用を占有することが可能であるほか、他社にライセンスすることも可能である。

その一方で、特許出願すると、公開特許公報より公開されるのみならず、インターネットの特許電子図書館（IPDL）（P.36参照）においても公開されるため、海外からもその内容を知られてしまうこととなる。

そのため、特許出願をせずに極秘のノウハウとして秘匿し、他者に知られないようにする技術のブラックボックス化戦略を選択することも考えられる。

中小企業や生産者が、このような戦略をもって知的財産に対する取組みができるよう支援を行う。

（参考）特許とノウハウ

特 許

- 特許庁に出願，登録が必要
- 権利期間は有限
- 取得，維持費用が必要
- 公開されるため，技術漏出や模倣の恐れあり
- 権利期間中は実施権を専有（権利が安定）

ノウハウ

- 特段の手続不要
- 期限は制限なし
- 秘密管理が必要
- 秘匿にしているため漏出，模倣が生じにくい
- 第三者が独自開発したり，不特定者に知られると権利性なし（他社の特許化による実施の制約が発生）

ケースバイケースで考える

（出典）知っておきたい特許契約の基礎知識（独立行政法人工業所有権情報・研修館，2008年）

1 知的財産の権利化の支援

- 知的財産の権利化に当たっては、改めて先行技術(P. 32参照)や商品化動向などの周辺状況を調査の上で出願等の決定を行うとともに、出願内容については他の権利との抵触を避けて広く強い権利内容となるよう十分に検討する必要もあることから、相談支援窓口（巻末「宮城県内の知的財産支援機関マップ」参照）によるサポートを行う。
- また、単に権利化を目指すだけでなく、ノウハウとして技術を秘匿することなども視野に入れ、ケースに応じた柔軟な対応を行うことが必要である。
- 審査請求前の特許出願については特許庁の中小企業等特許先行技術調査支援（無料）があるので、その活用についても奨励、啓発する。

2 知的財産に関連した権利等の保護の支援

- 企業活動の一環として行われる外部との共同研究、試作品やサンプルの提供、ライセンス交渉における情報提供などにおいては、事前に相手方と知的財産の取扱いや、秘密の保持、試作品やサンプルの回収などについての取り決めを適切に行うことが重要であることから、相談支援窓口（巻末「宮城県内の知的財産支援機関マップ」参照）によるサポートを行うとともに、マニュアルとして活用できる資料が公開されているので(P. 50参照)、その活用について奨励、啓発する。

3 商標を活用した商品やサービスの保護

- 自社の商品やサービスの名称やロゴマークなどを商標登録することにより、その商標を独占的に利用することが可能となる。商標権は特許権などとは異なり、登録料を支払い続けることで永続的に権利を維持継続することが可能である。
- そのため、例えば特許を活用した製品であっても、併せて商標登録を行うことにより、特許権の権利期間満了後も商標によって製品・商品を保護することができることから、中小企業における商標の戦略的活用についてサポートを行う。

4 特許庁の特許に関する料金の優遇制度等の活用

- ・ 中小企業，個人事業者，事業協同組合等のうち，一定の要件に該当するものについては減免の制度があるのでその活用について，奨励・啓発を行う。

減免のための要件	減免等の内容
<p>下記①，②のいずれかに該当</p> <p>①試験研究費割合等について一定の要件を満たす研究開発型中小企業</p> <p>②中小企業新事業活動促進法等に基づく以下の認定事業等の成果による出願</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業技術革新支援制度（S B I R）の補助金等交付事業（※） ・ 承認経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業（※） ・ 認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術開発に関する研究開発事業 ・ 旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法における認定事業 ・ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律における認定事業 <p>※改正前の新事業創出促進法及び中小企業経営革新支援法に係るものを含む。</p>	<p>下記イ及びロについて減免</p> <p>イ 出願審査請求料の2分の1減免</p> <p>ロ 最初の3年間（一部は6年間）の特許料の2分の1減免</p>

- ・ 併せて，中小企業や個人の出願については，特許の審査期間を大幅に短縮（通常2～3年かかるのが数か月に短縮）できる早期審査制度が利用できることから，その活用についても奨励・啓発を行う。

5 県有品種判定技術の確立

- ・ 本県では，ササニシキ，ひとめぼれに代表される優れた品種を育成しており，品種そのものがブランドになっている。これらの品種は育成機関において系統

保存している育成家種子から生産される原原種、原種²⁷といわれる種子から播種用の種子が生産されることで、オリジナル品種の系統が保たれている。

- ・ 試験研究機関においては、本県のオリジナル品種のDNA判定技術を確立し、無許諾栽培への対応や、交雑種子の判定を行い、生産関係者や消費者の方が安心してオリジナル品種を利用できる体制を整備する。

6 産地識別技術の確立

- ・ 有名産地の農林水産物は、優れた品質と長年の市場の評価によって、ブランド化、高付加価値化している。しかしながら産地を偽装し、有名産地の産品であるとの虚偽表示によって販売されるという被害が問題となっており、このような産地偽装に対応できるよう、産地識別技術の確立のための研究開発を推進し、産地、生産関係者及び消費者の利益と信頼の確保に努めていく。

7 農産物知的財産権保護ネットワークの活用による情報収集

- ・ 海外に流出した「違法農産物」の輸入阻止や、国内における「無断栽培」の防止を図り、農産物の知的財産権を保護するため、各都道府県、団体間の情報交換を行う「農産物知的財産権保護ネットワーク」を活用して、育成者権侵害農産物に関する迅速な情報収集を行う。

8 品種保護Gメンとの連携

- ・ 育成者権者などからの権利侵害に関する相談などに応じる窓口として独立行政法人種苗管理センターに設置された品種保護対策官(通称：品種保護Gメン)は、育成者権侵害に関する相談・助言のほか、権利侵害に関する情報の収集及び提供などを行っていることから、権利保護に必要な連携を図っていく。

9 様々な方法で自社の商品やサービスを保護する

- ・ 商品やサービスのマーク等は、商標登録していなくても、そのマークの図柄に創作性がある場合には著作権で保護される。また、その商品やサービスが全国的に著名なものである場合に、その商品やサービスと同様の表示を行うと不正競争防止法違反となることがあるので、これらにより類似商品に対抗することができる。

27 原原種、原種 原原種とは品種を育成した機関がオリジナルな系統として栽培している種子で、原種とは原原種を増殖したもの。さらに原種から播種用の種子が生産される。

- ・ その一方で、安易に他社の類似商品やサービスの販売や提供をすると、権利侵害や法律違反に該当してしまうことも考えられ、このように様々な方法で商品・サービスを保護するには、専門家に相談するなど慎重な対応が必要となる。

10 海外における知的財産権の保護に係る支援

- ・ 商標や特許権などの知的財産権については、企業や生産者が自社製品、技術等の海外展開を図る場合、その保護対策が重要となる。その知的財産権が有用なものであればあるほど、海外での模倣品の横行を防止するためにも、海外出願を行うことは重要である。
- ・ しかしながら、企業等によっては海外出願の重要性についての理解が不足しているため海外における知的財産権の保護について普及、啓発に努める必要がある。
- ・ また、海外出願や海外における権利侵害の調査を行う企業等に対し、専門家への相談機会の確保や出願、調査方法の教示などの支援を行っていく必要がある。
- ・ 併せて、全国的な問題となっている中国、台湾等での日本の地名や地域団体商標に関する商標冒認出願（第三者による商標の抜け駆け出願）問題に関して、特許庁や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等関係機関と連携し、中国等での商標の出願、登録状況や関連する情報の収集を行い、企業等の関係者に情報提供、注意喚起を行っていく。

□参考資料の紹介

- 特許契約等に関しては，以下のような資料が公開されており，契約に当たって注意すべきことについて詳しく記載されている。

知っておきたい特許契約の基礎知識（2008年8月27日改訂）

（社団法人発明協会特許流通促進事業センター編，独立行政法人工業所有権情報・研修館発行）

<http://www.ryutu.inpit.go.jp/info/tebiki/>

誰でもわかる！取引・連携で知的財産を守るためのポイント

～知的財産・企業秘密保持への指針（経済産業省編：平成16年3月発行）

<本編> <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/juten/data/manyual.pdf>

<綴込付録> <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/juten/data/manyualfuroku.pdf>

<参考文例集> <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/juten/data/sankoubunrei.pdf>

特許・ノウハウに関する共同研究開発契約の手引き

（関東経済産業局発行：平成15年4月発行）

<本編> <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/juten/data/tebiki.pdf>

<付録> <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/juten/data/tebikifuroku.pdf>

- 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）のホームページでは，日本企業の海外ビジネス展開の参考となる各種情報を提供しており，国別の知的財産模倣対策マニュアルや，侵害判例・事例集などが多数掲載されている。

<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/>

- 特許庁のホームページでは，中国，台湾での日本の地名の第三者による商標出願問題に関して，中国・台湾での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成や北京・台北における相談窓口の設置などの総合的支援策を掲載している。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm